

平成 26 年 6 月 6 日
健康福祉総務課

「香川県がん検診の精度管理のための技術的指針」 の一部改正について

1 指針について

香川県では、平成 22 年 3 月に市町において、国の指針の基づいた効果的ながん検診の実施と、その精度向上を図ることを目的に「香川県がん検診の精度管理のための技術的指針」を策定し、各市町及び関係機関に送付している。

2 今回改正の理由

平成 25 年 3 月に厚生労働省より「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正の通知があり、子宮頸がんの取扱い部分について、改正があったため、県の指針についても合わせて見直しを行った。

3 見直しの主な内容

- (1) 「第 6 検診方法等」「第 11 検診実施機関」について、国の指針に合わせての見直しを行った。(次ページのとおり)
- (2) 精密検査依頼書 (第 6-1 号)
 - ・細胞診の分類方法について、ベセスダ分類に統一されたことにより、様式内の分類のうち、これに対応する部分を変更した。
 - ・HPV 検査の結果を追加
- (3) 結果集計表 (第 7 号)
 - ・地域保健・健康増進事業報告の報告様式変更に伴い、検体の適正の可否、分類方法を変更した。

4 その他

関係機関に対しては、後日改正版の「香川県がん検診の精度管理のための技術的指針」郵送する。

第6 検診方法等

国の指針

子宮頸がん検診の検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とする。必要に応じてコルポスコープ検査や子宮体部の細胞診を行う。



県の指針

子宮頸がん検診の検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診とする。必要に応じて内診、コルポスコープ検査を行う。

国の指針

イ 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。



県の指針

外陰部を観察し、その後膣鏡を挿入し、膣壁並びに子宮頸部の状況を観察する。

国の指針

エ 内診

双合診を実施する。



県の指針

5 内診及びコルポスコープ検査

必要に応じて、双合診を実施やコルポスコープ検査を実施する。

第11 検診実施機関

国の指針

4 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも3年間は保存しなければならない。



県の指針

4 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも5年間は保存しなければならない。